

戸手交流館だより



カラー版は
こちらから

第36号

2026年(令和8年)4月3日発行

戸手交流館

Tel; 0847-52-5539

✉ tode-krk@city.

fukuyama.hiroshima

新年度を迎えるにあたり

春らしい陽気にあふれた毎日はいつ訪れるのかと心待ちにしていたましたが、新年度を迎えるとともに桜の便りが春の訪れを届けてくれる今日この頃となりました。戸手学区の皆様には益々ご健勝でご活躍のこととお慶び申し上げます。

戸手交流館は、戸手学区のみなさんが「つどう」「まなぶ」「むすぶ」場として、生涯学習の推進、各種サークル活動、まちづくり推進事業の活動拠点施設として、多くのみなさんに様々な形でご利用いただいているところです。

戸手学区の皆様が長年培い、発展・継続されてきた事業を引き続き盛り上げ、積極的に交流館活動に参加していただけるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

戸手交流館職員一同



講座のご案内

戸手社会教育活動事業

新市交番のお巡りさんによる交通安全教室

～守ろう自転車の交通ルール

あなたは大丈夫？車の人も歩く人も～



道路交通法の改正により2026年4月1日から、自転車等の交通違反に対し交通反則通告制度が適用されます。16歳以上の自転車等運転者による一定の交通違反に対し、反則金を納付させる交通反則通告制度（青切符）が導入されます。これらについてまずは詳しく聞いてみませんか？また私たちの住む地域の交通事故の実態や事故を防止するために一人ひとりができる事を一緒に学びましょう。みなさんのご参加をお待ちしております。

とき 4月24日(金) 10時00分～11時30分

ところ 戸手交流館 2階集会室

講師 新市交番お巡りさん

対象者 どなたでも

申込み 人数把握のため4/22までに電話または窓口で申し込みください。



大切な命を守るため家族や子、孫に伝えよう
自動車を運転する人も関係あるよ

戸手学区体育会さん受賞おめでとうございます！

令和8年3月13日(金)広島県庁において、「広島県スポーツ優良団体表彰」の表彰式が行われました。これは、地域又は職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、スポーツの振興に顕著な成果をあげている団体を顕彰するもので、今年度、戸手学区体育会が広島県で唯一の受賞団体でした。

表彰式には、戸手学区体育会の瀬尾雅晴会長と事務局の恩田雅章さんが出席されました。受賞に際し、お礼の言葉を次のように述べられました。

今回の受賞は、本体育会の活動に対して、常日頃からご理解とご支援をいただいている戸手学区の皆さまのお陰だと感謝申し上げます。

今後も新たにスポーツ雪合戦を加えるなど、年11回の地域スポーツ教室の種目の充実と、戸手学区まちづくり推進委員会との共催による年3回の戸手学区親睦スポーツ大会を継続開催することにより、おとなも子どもも楽しめるニュースポーツやパラスポーツを通して、地域の皆さまの体力向上や親睦と交流の場として、さらに、戸手学区の賑わいの創出、明るいまちづくりに少しでも貢献していきたいと思っております。



生涯学習団体の活動費を補助します！

- ・構成員数：5人以上の学習グループ
- ・補助金額：補助対象経費の2分の1以内で上限5万円
- ・対象事業：子育て、福祉、芸術、生涯スポーツなどの生涯学習活動で、**学習成果が広く社会へ還元される活動** ※審査があります。
- ・申請期間：4月1日(水)～4月30日(木)
詳細につきましては、4月1日(水)以降にHPで確認していただくか、まちづくり推進課へお問合せください。
→[福山市生涯学習活動費補助金](#)で検索



【問合せ先】
福山市まちづくり推進課
TEL (084) 928-1243
FAX (084) 928-1229

移動図書館のぞみ号

日時：4月17日(金)
5月19日(火)
11時10分～
11時50分

場所：戸手交流館
ふれあいプラザ
駐車場

春の全国交通安全運動

令和8年4月6日(月)～4月15日(水)

令和8年4月1日から自転車に青切符が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!

16歳以上が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等(保持)

反則金 **12,000円**

信号無視

反則金 **6,000円**

警察庁・都道府県警察

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、基本的には、現場での「指導警告」を行います。ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするよう、悪質・危険な違反であったときは、取締りを行います。

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

交通反則通告制度とは

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符(反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面)が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない(いわゆる「前科」もつかない)制度をいいます。

*1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

交通反則通告制度

反則行為

青切符

反則金を納付

終了

刑事手続

重大な違反[※]や交通事故を起こしたとき

赤切符等

反則金を不納付

刑事手続へ

出頭・取調べ、裁判、罰金の納付等

反則行為と反則金の一例

12,000円
●携帯電話使用等(保持)
7,000円
●遮断路切入り
6,000円
●信号無視 ●安全運転義務違反
●通行区分違反(逆走、歩道通行等)
●横断歩行者等妨害等
5,000円
●指定場所一時不停止等
●無灯火 ●自転車制動装置不良
3,000円
●並進禁止違反
●軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)

自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。

受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金に処せられます。

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反等

交流館の使用について

2026年度も交流館を利用される場合は、窓口で団体登録更新の手続きが必要です。

【開館時間】 午前8時30分～午後10時
※使用時間を守りましょう。

【受付時間】 月～金曜日 午前8時30分～午後5時
土曜日 午前8時30分～午後0時15分(休日は除く)

交流館を利用される方は、次の事項を守ってください。

- * 部屋を利用する際は事前に、使用許可申請書を提出してください。
- (申請は使用の3か月前から、窓口の場合は前日まで、オンライン予約の場合は3営業日前まで)
- * 受付時間外に使用される場合は、必ず事前に鍵を受け取りに来てください。
- * 使用時間は、準備、活動、後片付け等に要する時間を含みます。
- * 持込器具の使用は、事前に相談してください。
- * **使用の変更・中止の場合は、必ず連絡してください。**
- * 使用した机・椅子などは、所定のところへ返却し整理整頓してください。
- * 物品の販売、寄付金の募集等を行う場合は、あらかじめ許可を受けてください。
- * 使用中に建物・付属設備・備付けの器具類等を破損したときは、直ちに届け出てください。
- * 使用後は会場を清掃し、ごみは必ずお持ち帰りください。また、使用管理責任者は、戸締りと火気の確認をしてください。
- * 近所の方々に迷惑ですので、道路への違法駐車は絶対しないでください。
- * 特に夜間の使用の際には、駐車場等での談笑はしないでください。
- * その他、職員の指示する事項を守ってください。

インターネット予約申請の有無にかかわらず、新規登録・更新・変更の手続きが必要です。

※これらのことが守られない場合は、使用をお断りすることがあります。



交流館での市民課、税制課証明業務のご案内

交流館では、月曜日～金曜日（祝祭日は除く）の9時から12時まで市民課証明書、所得・課税証明書の交付を行っています。

取扱い証明	金額
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	450円
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	450円
戸籍の附票の写し全部証明 戸籍の附票の写し一部証明	300円
住民票の写し	300円
住民票の記載事項証明書	300円
年金の現況届の証明 個人年金	300円
労働基準法第111条代用証明	無料
印鑑登録証明書 (印鑑登録証必要)	300円
所得・所得課税証明書	300円

*利用できる人：戸手学区住んでいる人、または勤務している人
*持参するもの：窓口に来られるすべての方のご本人確認が必要です。次のいずれかをご提示ください。

マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・医療受給者証など

*交流館では、住民票コードやマイナンバー記載の住民票の取り扱いはできません。本庁市民課、および各支所でお願います。

☆つり銭がいらぬようご準備ください☆

※本人に代わって代理の方が来られる場合は、委任状が必要となります。ただし、右の方は不要です。

住民票：同じ世帯の人
戸籍謄抄本：戸籍に記載されている人やその配偶者、直系の親族
税証明：同一世帯の家族

2026年度（令和8年度）市税 納期限一覧表

まちづくり みんなの税で ささえあい

納期限	税目	市・県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税
4月30日(木)			1期		
6月1日(月)				全期	
6月30日(火)		1期			
7月31日(金)			2期		1期
8月31日(月)		2期			2期
9月30日(水)			3期		3期
11月2日(月)		3期			4期
11月30日(月)					5期
12月25日(金)			4期		6期
2027年(令和9年) 2月1日(月)		4期			7期
3月1日(月)					8期

市税の納付は、便利で確実な口座振替で！

- ★口座振替は、取扱金融機関や市役所の窓口などで申し込むことができます。
- ★バーコード付きの納付書はコンビニエンスストア・スマホ決済アプリ(PayPay・PayB・auPAY・FamiPay)でも使用できます。
- ★市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税は、キャッシュレス納付(クレジットカード納付等)ができます。

詳しくは福山市ホームページ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>

福山市 納税課
保険年金課

お掃除ありがとうございます

サークル活動で利用の『男の厨房』『幸せキッチン』のみなさんが、3月の最終活動日に“一年間ありがとうございます”の思いをこめ、調理実習室の器具の整理やエアコンフィルターやグリーストラップなどの清掃作業をしてくださいました。おかげでスッキリと新年度を迎えることができました。

また、日頃から活動日に使用室内だけでなく、階段・廊下の清掃をしてくださるサークルがあるので、館がきれいに保たれています。ありがとうございます。



広島県地方税納税推進
キャラクター「ささえくん」